

感染症種類		登校停止期間の基準（以下の基準に基づき、主治医が判断する）
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう（天然痘）	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ ^a	
	指定感染症	
	新感染症	
第2種 ただし、 医師が感染 のおそれか ないと認め たときは、 この限りで はない	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属で令和2年1月 に中華人民共和国から報告されたものに限る）	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	